第7 ヒートポンプ冷暖房機

1 用語の定義

- (1) ヒートポンプ冷暖房機とは、冷媒のヒートポンプサイクル(内燃機関を有するものに限る。)によって冷暖房を行うエアコンディショナーである。
- (2) 「排気筒」とは、内燃機関の排気ガスを排出するための筒をいうものであること。
- (3) 「防振のための措置」とは、スプリング、ゴム、砂及びコルク等により振動を吸収する措置をいうものである。

2 条例等の運用

条例・条則の運用にあっては、次によること。

- (1) 補助ヒーターを室内熱交換器に設ける場合については、温風暖房機の基準によること。
- (2) 条例第6条の3第1項第3号で規定する「防火上有効な構造」は、次によること。
 - ア 排気筒の遮熱材料は、金属以外の特定不燃材料とすること。
 - イ 排気筒と周囲可燃性部分とは、接触しないようにすること。
 - ウ 排気口は、可燃物から次の離隔距離を有すること。
 - (ア) 自然排気の屋外用ヒートポンプ冷暖房機の排気吹出し口にあっては、第7-1表の離隔距離をとること (排気温度が260[°]C以下のもの)。

第7-1表

(単位cm以上)

設置方法	維隔方向	上 方	側方	後方	前方
上	方	60	15	15	15

(イ) 強制排気の屋外用ガス温風暖房機の排気吹出し口にあっては、第7-2表の離隔距離をとること (排気温度が260℃以下のもの)。

第7-2表

(単位cm以上)

離隔方向吹出し方向	上方	側方	後方	前方
前方水平	30	15	15	60
側 方 水 平	30	吹出し側60 他 15	15	15
水 平 全 周	30	30	15	30
鉛 直 全 周	60	15	15	15
下 方 (延長トップ)	30	15	60	15

(3) 家庭用CO₂ヒートポンプ (エコキュート) については、内燃機関を有しないことから、条例上適用の対象とならないものであること。